

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

寿都町は、昭和44年に「第1次寿都町総合振興計画」を策定し、以降、時代の変化や町民意向の変化などにそって計画を改定してきました。

「第7次寿都町総合振興計画」(以下「第7次計画」とします。)は平成22年3月に策定し、令和元年度まで10年の長期指針として「地域の宝を、地域の輝きにつなげる安らぎのまち」を全体テーマに、地域資源を活かしたまちづくりの基となってきました。

この間、わが国では人口減少のスピードが加速しており、出生数は100万人を下回り、高齢化率も上昇を続けるなど、人口減少時代が進行したことから、国や地方自治体は、まち・ひと・しごと創生総合戦略^{*}を策定し、少子化対策や移住施策を進めてはいますが、人口減少は今後数十年進行する見通しで、避けることができない課題となっています。

一方で、地球温暖化がもたらす大規模災害が頻発し環境保全は喫緊の課題となり、AI^{*}やIoT^{*}、ロボット等がもたらす目まぐるしい技術革新が産業構造に影響を与えるなど、社会情勢は大きく変化しております。

社会が変化する中でも、住民が健康で文化的な生活を送れるよう、住民生活に身近な地方自治体が、持続可能で安定したサービスを提供し続けることが不可欠です。

このような動向と町民が求めるまちづくりの方向性などを考えあわせ、これまでのまちづくりの経過を踏まえつつ新たな時代の要請に柔軟に対応し、町民、関係機関・団体等とともに“みんなで作ろう寿の都”を引き続きスローガンとして、歴史や文化、風、海、食などの特色ある地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、新たな指針となる第8次寿都町総合振興計画(以下「第8次計画」とします。)を策定します。

2. 計画の役割

「総合振興計画」は、自治体にとってすべての分野の行財政運営の基本となる最上位計画です。

町のさまざまな計画は、第8次計画に則して立案、実施、評価されるもので、今後のまちづくりの方向を示すとともに、大きく次のような役割を持ちます。

1. 町民のまちづくり目標

町民にとっては、今後のまちづくりの基本的な方向と、その実現に向けた施策をわかりやすく示し、町民みんなが意欲と責任をもってまちづくりに積極的に参加・協働するための「町民のまちづくり目標」となります。

2. 新しい公共経営の基本指針

町の行政にとっては、地域主権の時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めるため、町民生活に資するよう効率的で効果的な新しいスタイルの公共経営を追求し、持続的に経営していくための基本指針となります。

3. 国や道への町の主張

国や道に対しては、寿都町の主張を明確に提示し、町として、必要な施策や事業を反映させていくための連携と協働の基礎となります。

3. 計画の構成と期間

第8次計画は、「基本構想」「基本計画」で構成し、別途策定する実施計画に基づき「進捗管理」を行います。それぞれの内容と期間は次のとおりです。

基本構想

期間 ⇒ 令和2年度（2020年度）から11年度（2029年度）までの10年間です。

内容 ⇒ 町がめざす将来像とそれを実現するための基本目標、施策の大綱を示すものです。

基本計画

期間 ⇒ 基本構想と同じく、2年度から11年度までの10年間です。

内容 ⇒ 基本構想に基づき、基本目標ごとの主要施策を体系的に定めるものです。

進捗管理

内容 ⇒ 基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を実施計画として定め、毎年度の予算編成の指針とし、同時にローリング方式で毎年度見直しを行い、計画的に事業を進めます。

総合戦略

■第8次寿都町総合振興計画の構成と期間

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
基本構想	令和2（2020）年度～11（2029）年度									
基本計画	令和2（2020）年度～11（2029）年度									
実施計画	ローリング方式で毎年度見直しを行い進捗管理する。									